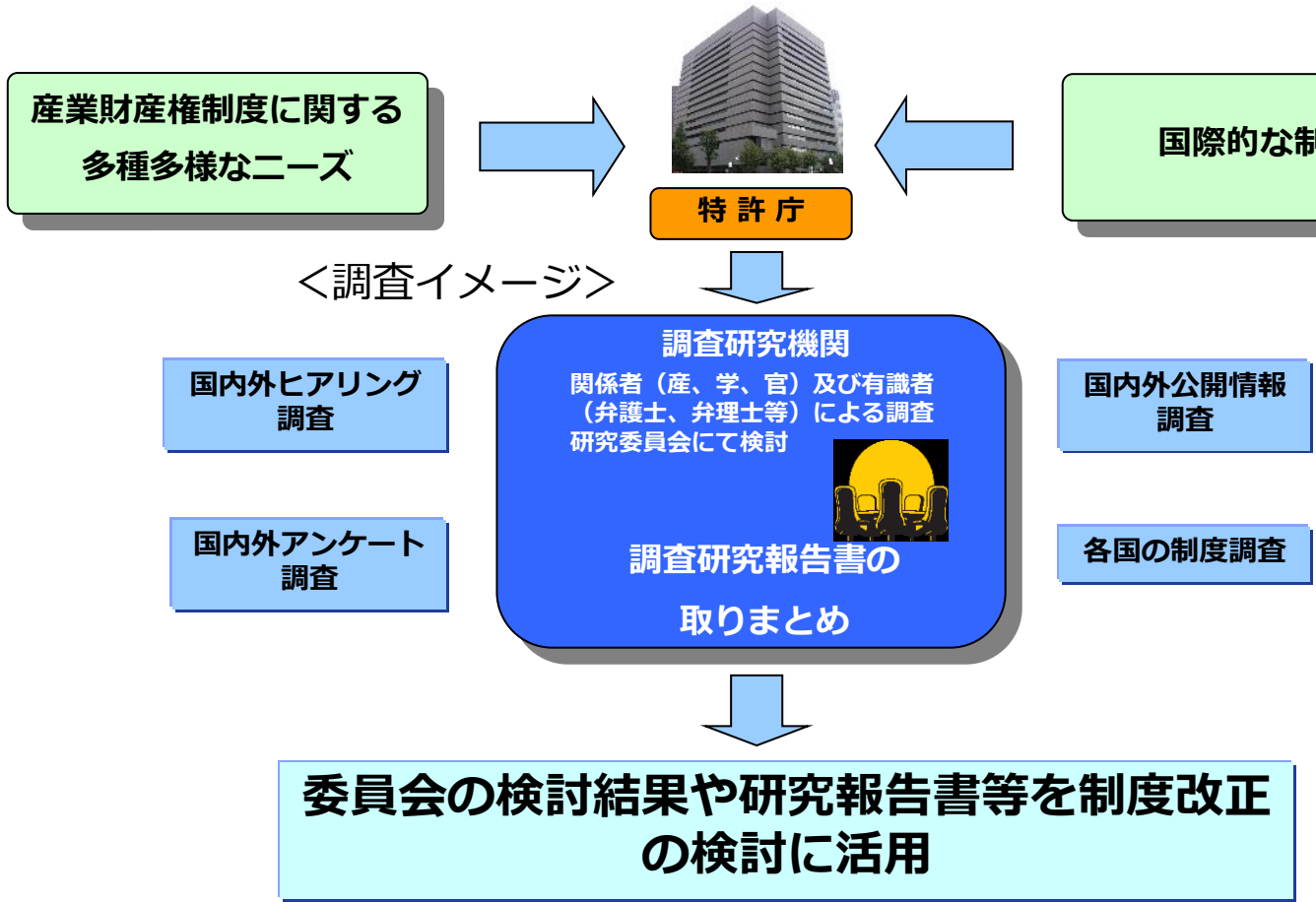


産学官連携による共同研究等の 成果としての特許権の取扱いに 関する調査研究 について



- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



<詳細について>
本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和7年度研究テーマ一覧「産学官連携による共同研究等の成果としての特許権の取扱いに関する調査研究報告書」をご参照ください。
URL:<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

<お問い合わせ先>
経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL : 03-3581-1101 (内2152)

調査の俯瞰図

背景：産学官連携によるイノベーション創出は、科学技術の進展や新産業の発展に伴い、一国の経済発展には欠かせない。産学官連携による共同研究の成果は、共同帰属、双方いずれかへの単独帰属、第三者への単独帰属など、事業化の方向性に応じて様々なパターンが想定されるところ、我が国では両者の共同出願や共有特許になることが多い。共有特許を巡っては、実施機関側からは、自らは事業化に伴う経営リスクやコストを負担しない不実施機関から求められることが多い不実施補償の負担について不満の声があり、不実施機関側からは、第三者への実施許諾や持分譲渡を行いたくても、特許法第73条の規定により、他の共有権者の同意が必要とされるため、同意が得られない場合に研究成果の実社会への活用が阻害されるという不満の声がある。

目的：我が国の産学官連携を取り巻く状況について、共同研究等の性質、研究体制、権利発生の経緯等の種々の条件について勘案した上で、国内外の産学官連携の現状を調査・分析し、産学官連携における共同研究成果の取扱い等に関する今後の施策検討に資する基礎資料作成を目的とする。

■ 国内アンケート調査

対象：国内企業1,247者、大学107者、TLO21者、公的研究機関30者

■ 国内ヒアリング調査

対象：企業16者、大学13者、TLO2者、産学官連携に詳しい法律事務所及び産学官連携研究者9者

■ 国内外公開情報調査

■ 委員会

委員長：田村 善之
（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）
委員：5名

■ 海外アンケート調査

対象：米国90者、英国66者、仏国54者

■ 海外ヒアリング調査

対象：米国10者、英国3者、仏国3者

まとめ：本調査研究では国内外の産学官連携の実態を、国内外アンケート調査及びヒアリング調査により、幅広く基礎情報の収集に努めた。そして、産学官連携による共同研究等の成果としての特許権の取扱いには多岐に渡るパターンがあることが国内外で確認された。それぞれのパターンには一長一短があるが、それらの結果をうまく活用し、大学等と企業等が一丸となりイノベーション創出を実現させ、産学官の知財エコシステムからの経済圏を拡大させ、経済成長の実現につながることを期待したい。

1. 本調査研究の背景・目的

2. 本調査研究の実施方法

3. 調査結果

3.1. 公開情報調査

3.2. 国内アンケート調査

3.3. 国内ヒアリング調査

3.4. 海外アンケート調査

3.5. 海外ヒアリング調査

4. まとめ

- 本調査研究の背景・目的は以下の通り。

背景

- 事業を実施する大企業、中小企業、スタートアップ等（以下、「企業等」）の実施機関と、研究を実施するが事業化を行わない大学、公的研究機関等（以下、「大学等」）の不実施機関とによって行われる「産学官連携」によるイノベーション創出は、科学技術の進展や新産業の発展に伴い、一国の経済発展には欠かせない。産学官連携による共同研究の成果は、共同帰属、双方いずれかへの単独帰属、第三者への単独帰属など、事業化の方向性に応じて様々なパターンが想定されるところ、我が国では両者の共同出願や共有特許になることが多い。
- 共有特許を巡っては、実施機関側からは、自らは事業化に伴う経営リスクやコストを負担しない不実施機関から求められることが多い不実施補償の負担について不満の声があり、不実施機関側からは、第三者への実施許諾や持分譲渡を行いたくても、特許法第73条の規定により、他の共有権者の同意が必要とされるため、同意が得られない場合に研究成果の実社会への活用が阻害されるという不満の声がある。

目的

- 我が国の産学官連携を取り巻く状況について、共同研究等の性質、研究体制、権利発生の経緯等の種々の条件について勘案した上で、国内外の産学官連携の現状を調査・分析し、産学官連携における共同研究成果の取扱い等に関する今後の施策検討に資する基礎資料作成を目的とする。

- 本調査研究の実施方法は以下の通り。

(1) 国内外の公開情報調査

- 国内外の公開情報調査にあたっては、2015年から2025年に公表された書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書、データベース情報及びインターネット情報等を利用して、本調査研究の内容に関する文献等を収集した。

(2) 国内アンケート調査

- 国内の産学官連携による共同研究等の成果としての特許権の取扱等に関する現状を把握するために、国内の企業・大学・公的研究機関・TLOに対してアンケート調査を依頼した。2025年9～10月にオンラインで実施し、計1405者に送付したところ、計513者からの回答を得た。

(3) 国内ヒアリング調査

- 国内アンケート結果の解像度を高めるために、国内企業・大学・TLO・法律事務所等の計40者に対してヒアリングを実施した。

(4) 海外アンケート調査（米国・英国・仏国）

- 海外の産学官連携による共同研究等の成果としての特許権の取扱等に関する現状を把握するために、米国、英国、仏国の大学等に対してアンケート調査を依頼した。2025年10月～2026年1月にオンラインで実施し、計210者に送付したところ、計75者からの回答を得た。

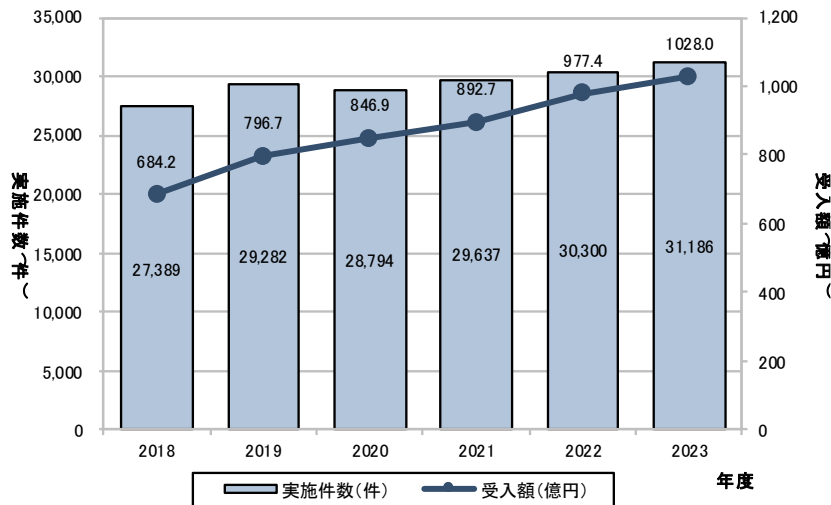
(5) 海外ヒアリング調査（米国・英国・仏国）

- 海外アンケート結果を深堀分析するために、米国、英国、仏国の大学、法律事務所等計16者に対してヒアリングを実施した。

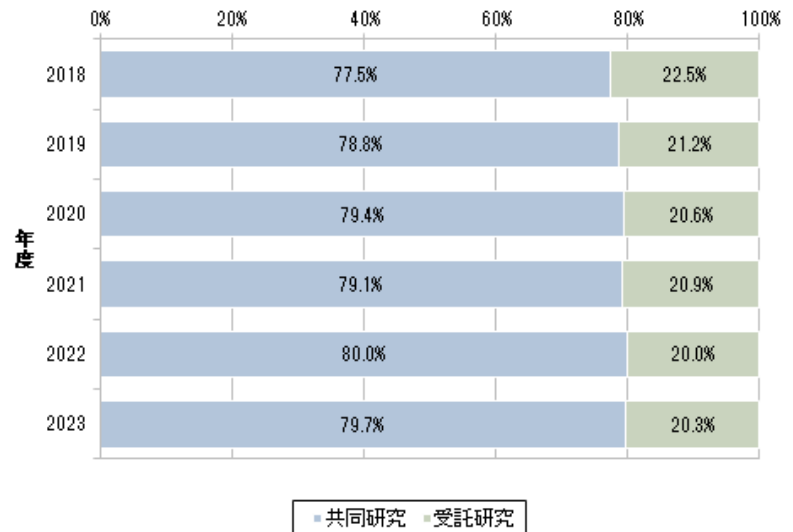
3. 1. 公開情報調査

■ 公開情報調査結果から、共同研究に関する統計を抜粋。

大学等と国内企業との共同研究の実施件数・受入額



大学等と国内企業との共同研究件数と受託研究件数の比率



➤ 大学等と国内企業との共同研究においては、実施件数・受入額ともに増加傾向にあり、2023年度の実施件数は31,186件、受入額1,028億円となっている。また、2023年度の共同研究1件あたりの受入額は330万円となっている。

➤ 大学等と国内企業との共同研究と受託研究の比率をみると、件数ベースでは約7.5割以上、金額ベースでは8割以上が共同研究費となっており、大学等と国内企業との関係では共同研究が中心となっている。

出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」より作成

3. 調査結果

3. 2. 国内アンケート調査

■ 国内アンケート調査から、特許法第73条に関する調査結果を抜粋。

特許法第73条を改正しなければ解決できない課題有無（企業：業種別）

特許法第73条を改正しなければ解決できない課題有無		全体		【業種分類】																					
				医薬品製造業		化学工業		機械器具製造業		金属素材製造業		建設業		自動車製造業・輸送用機械製造業		生活用品・消費財製造業		素材・基礎化学製造業		通信・放送・情報サービス業		電子・通信機器製造業		その他	
				N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	ある	22	8.2%	2	8.0%	4	8.5%	5	8.2%	2	18.2%	1	8.3%	0	0.0%	1	7.1%	1	2.6%	0	0.0%	5	20.0%	1	11.1%
2	ない	245	91.8%	23	92.0%	43	91.5%	56	91.8%	9	81.8%	11	91.7%	9	100.0%	13	92.9%	37	97.4%	16	100.0%	20	80.0%	8	88.9%
総計		267	100.0%	25	100.0%	47	100.0%	61	100.0%	11	100.0%	12	100.0%	9	100.0%	14	100.0%	38	100.0%	16	100.0%	25	100.0%	9	100.0%

特許法第73条を改正しなければ解決できない課題有無（大学等：大学種別）

特許法第73条を改正しなければ解決できない課題有無		全体		【大学種別】									
				国立（RU11）		国立（RU11以外）		公立		私立		その他（高専・その他研究機関など）	
				N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1	ある	24	35.3%	4	66.7%	16	53.3%	2	33.3%	1	6.3%	1	10.0%
2	ない	44	64.7%	2	33.3%	14	46.7%	4	66.7%	15	93.8%	9	90.0%
総計		68	100.0%	6	100.0%	30	100.0%	6	100.0%	16	100.0%	10	100.0%

▶ 大学等においては、特許法第73条について「解決できない課題はない」とする割合が約6割と一定の割合でみられ、企業側では「課題がある」とする回答は1割未満にとどまり、9割以上が「解決できない課題はない」と回答している。

3. 3. 国内ヒアリング調査

■ 国内ヒアリング調査結果の概要は以下の通り。

#	調査項目	国内の現状
(1)	共同研究等の目的・内容	共同研究等は、大学等の社会貢献及び研究資金獲得、企業等の基礎研究の推進のために実施。
(2)	契約雛形の有無と運用	大学等又は企業いずれかの雛形を利用するが、大学等側の雛形利用が多い。
(3)	特許費用負担と持分・実施条件	企業側が特許費用を負担し、持分は発明者主義に基づき、共有とされることが多い。実施条件はケースバイケース。
(4)	帰属・取扱の協議項目とタイミング	主な協議項目は、特許費用負担、実施料（一時金・ランニング・マイルストーン、独占・非独占）、第三者実施許諾（非独占）。
(5)	不実施補償と実施料の設計	独占実施契約時における独占補償料との位置づけであれば企業側も比較的問題なく支払い可能な一方で、非独占実施契約時の不実施補償（実施料等の名目で請求される場合も含む）については議論になるケースが多い。
(6)	権利の譲渡	数は多くないものの、必要に応じて、共有権者の相手方に権利の譲渡をするケースがある。
(7)	共有特許の第三者実施許諾と例外設計	企業側は競合他社等に対する実施許諾に関しては同意不要化に反対する傾向。大学側は第三者実施許諾時の同意要件を契約で不要とすることを求める場合がある一方で、実際に第三者への実施許諾に至るケースは限定的。
(8)	国際共同研究等の設計差	各国特許法の違いにより、国際共同研究成果の取り決めに課題を生じるケースは少ない。
(9)	制度・契約設計に関する改正要否	総じて契約による対応が可能であり、現行制度で特に大きな課題は生じていないケースが多い。第三者実施許諾について共有相手の同意を不要とする改正をしなければ解決できない課題については大学側も「ない」との意見が多い。改正される場合、企業側は、大学等との共同研究に至らない事例が増えるとの意見が多い。
(10)	大学等の契約リテラシーと公的ガイドラインの活用	契約担当者ごとのばらつきも指摘される一方で、総じて大学等の契約リテラシーは高まってきている。他方、公的ガイドラインについて、大学等の認知度は高いものの企業側の認知度には課題がある。

3. 4. 海外アンケート調査

■ 海外アンケート調査から、共有特許に関する実施料・対価の設定方法を抜粋。

共有特許に関する実施料・対価の設定方法

共有特許に関する 実施料・対価の設定方法	全体				米国				英国				仏国			
	企業が独占的実施 権を得る場合		企業が非独占的実 施権を得る場合		企業が独占的実施 権を得る場合		企業が非独占的実 施権を得る場合		企業が独占的実施 権を得る場合		企業が非独占的実 施権を得る場合		企業が独占的実施 権を得る場合		企業が非独占的実 施権を得る場合	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1 出願前（実施前）に一時 金	27	36.0%	10	13.3%	10	38.5%	6	23.1%	5	20.8%	3	12.5%	12	48.0%	1	4.0%
2 実施化の成功報酬として 一時金	47	62.7%	30	40.0%	14	53.8%	11	42.3%	20	83.3%	6	25.0%	13	52.0%	13	52.0%
3 実施化の成功報酬を一定 期間、分割（年定額）	37	49.3%	30	40.0%	12	46.2%	11	42.3%	10	41.7%	10	41.7%	15	60.0%	9	36.0%
4 実施により得られた利益 額に応じた実施料（ラン ニング・ロイヤリティ）	45	60.0%	40	53.3%	11	42.3%	12	46.2%	19	79.2%	16	66.7%	15	60.0%	12	48.0%
5 一時金とランニング・ロ イヤリティの双方	37	49.3%	25	33.3%	11	42.3%	6	23.1%	17	70.8%	9	37.5%	9	36.0%	10	40.0%
6 その他の方法	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7 対価を定めていない	4	5.3%	4	5.3%	2	7.7%	2	7.7%	1	4.2%	1	4.2%	1	4.0%	1	4.0%
総計	75	100.0%	75	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	24	100.0%	25	100.0%	25	100.0%

▶ 共有特許に関する実施料・対価の設定方法は、一時金やランニング・ロイヤリティなど複数の手法が併用されている傾向である。特に、ランニング・ロイヤリティといった成果報酬型が目立つ。

3. 4. 海外アンケート調査

■ 海外アンケート調査から、共有特許を避けるための活動の有無等を抜粋。

共同発明において共有特許を避けるための活動の有無

共同発明において 共有特許を避けるための活動の有無		全体		米国		英国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	ある	57	76.0%	19	73.1%	18	75.0%	20	80.0%
2	ない	18	24.0%	7	26.9%	6	25.0%	5	20.0%
	総計	75	100.0%	26	100.0%	24	100.0%	25	100.0%

共有特許を避けるための取扱い

共有特許を避けるための取扱い		全体		米国		英国		仏国	
		N	%	N	%	N	%	N	%
1	一方の当事者に単独帰属させ、他方には実施権を付与する	33	57.9%	8	42.1%	14	77.8%	11	55.0%
2	特定の第三者機関（TTO等）に成果を譲渡し、その機関が一元的に管理する	47	82.5%	17	89.5%	14	77.8%	16	80.0%
3	成果を公開し、特許を出願しない	6	10.5%	1	5.3%	3	16.7%	2	10.0%
4	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	総計	57	100.0%	19	100.0%	18	100.0%	20	100.0%

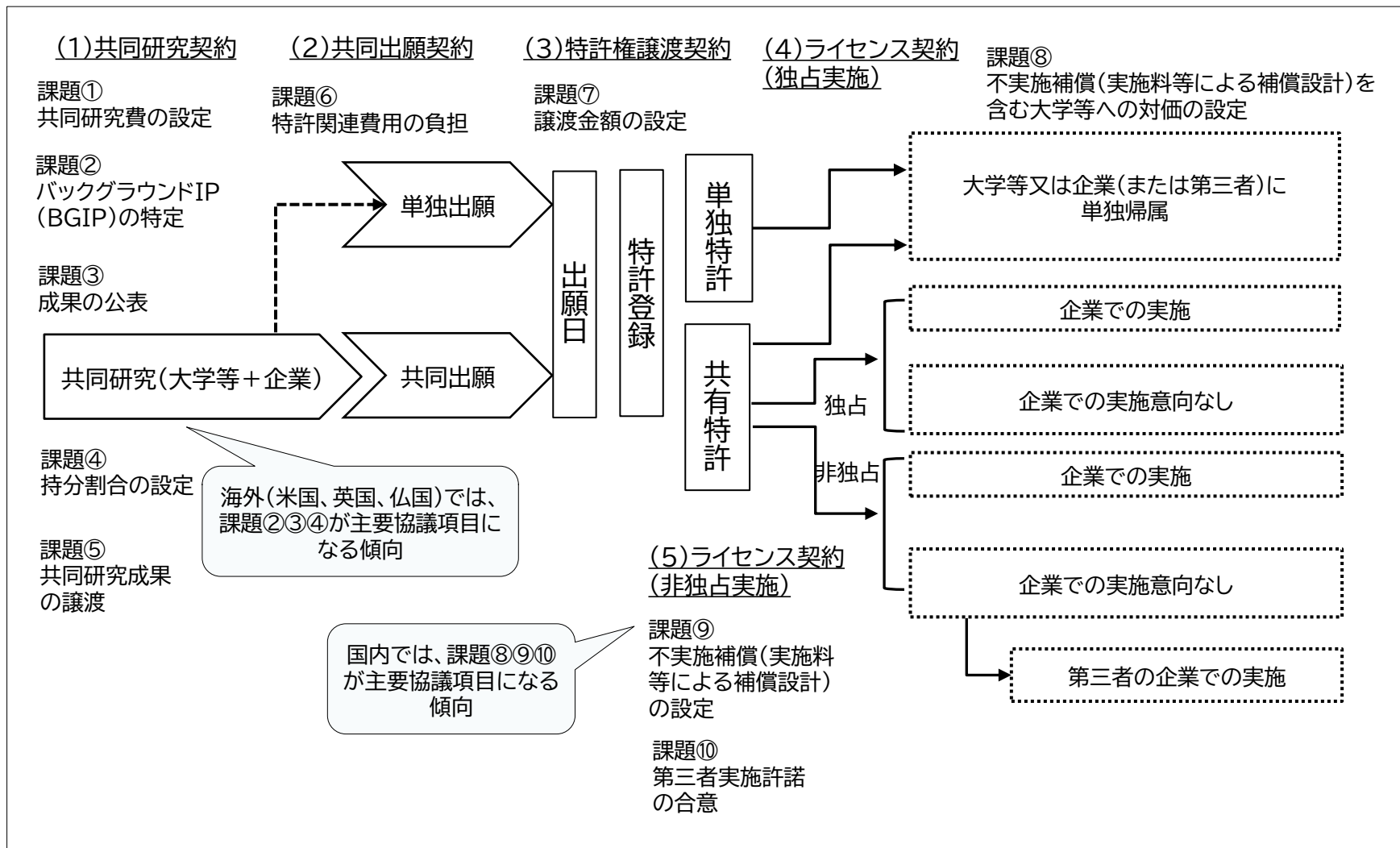
➤ 共同発明において共有特許を避ける取組みは広く浸透しており、当事者への単独帰属や第三者機関による一元管理が主な対応として位置づけられている。

■ 海外ヒアリング調査結果の概要は以下の通り。

項目	米国	仏国	英国
不実施補償（独占補償料）と実施料の設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不実施補償という概念は一般に採用されていない。知財価値に応じた、一時金や実施料を含むライセンス契約による金銭的リターンが設定されており、知財価値を評価する仕組みが大学内に構築されている。これにはマイルストーンに基づく資金提供や一括払いなどの支払構造も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不実施補償に相当する概念はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不実施補償に相当する概念はない。 ✓ 実施料はイニシャルではなく、マイルストーンが一般的である。実施前はどう必要はないため。
権利の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学から企業への権利譲渡は原則認めていない。大学発明を基にしたライセンス収入を中長期的かつ安定的に獲得するためである。 ✓ 大学発スタートアップへの譲渡の場合には、権利譲渡に資本参加を組み合わせる手法が採られることもあり、共同所有とせずに、大学が将来的な収益機会を確保できる仕組みとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業が権利譲渡を希望する場合には、金銭条件によって整理される。具体的には、大学が権利譲渡に応じる場合、研究費用やオーバーヘッドの水準によって調整される。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特許権を大学から企業に譲渡することにはあるが、公的研究機関の助成が関与する場合には、公的研究機関の確認が必要である。多くの場合、大学は権利を全面的に譲渡するのではなく、所有権を保持した上で実施権を付与することを選択する。
共有特許の第三者実施許諾と例外設計	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 共有特許に関する実施やライセンスの可否は法律の規定に依存するのではなく、すべて契約で処理しており、特段問題になっていない。法律がどう定めているかに関わらず、最終的には契約書に何を書くかで決まるといった考え方である。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非独占実施契約では第三者実施許諾について同意権を契約上、設定している。例外設計の代わりに、当該特許の応用分野ごとに条件を設定している。例えば、〇〇分野は事前同意が必要、〇〇分野は不要など。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 共有特許を第三者に実施許諾するには、事前に契約で定められていない限り、原則としてすべての共有者の同意が必要としている。契約には実施許諾に関する意思決定の方法や、収益の配分方法を定める条項が盛り込まれることが多い。ただし、大学研究者による研究目的の通常実施権など、一定の種類の実施権については、企業側の合意を要しない例外が設けられる場合もある。

4. まとめ (課題)

- 国内外アンケート及びヒアリング調査結果を踏まえて、大学等と企業間の共同研究に関連する契約交渉での課題を整理。



4. まとめ (方策案)

■ 前項10課題に対して、大学等及び企業の当事者が実施可能な方策案を整理。

契約タイミング	課題		方策案
(1)共同研究契約	①	共同研究費の設定	✓大学等が提供する「知」や「サービス」の対価を共同研究費の内訳に導入
	②	バックグラウンドIPの特定	✓バックグラウンドIPの特定及びリスト化
	③	成果の公表	✓特許出願・論文発表のスケジュール管理の徹底
			✓公表されない研究成果の評価基準の策定
	④	持分割合の設定	✓持分及び各種条件の柔軟な設計
⑤	共同研究成果の譲渡	✓社会実装時に利益を大学に還元する仕組みの導入	
		✓権利返還条項の導入	
(2)共同出願契約	⑥	特許関連費用の負担	✓立替清算の導入 ✓大学等の間接経費等から出願費用の優先的な捻出
(3)特許を受ける権利または特許権の譲渡契約	⑦	譲渡金額の設定	✓企業から大学等への合理的な説明
			✓社会実装時に利益を大学等に還元する仕組みの導入
(4)ライセンス契約 (独占実施)	⑧	不実施補償(実施料等による補償設計)を含む大学等への対価の設定	✓独占期間の限定及び実施状況のモニタリング
			✓マイルストーン・ペイメントの導入
			✓多様な対価還元モデルの検討
(5)ライセンス契約 (非独占実施)	⑨	不実施補償(実施料等による補償設計)の設定	✓第三者実施許諾時の、共有相手への条件付き同意権の付与 ✓「不実施補償」以外の名目での支払い
	⑩	第三者実施許諾の合意	✓第三者実施許諾時の共有相手への同意要件の緩和
✓特定条件下で独占実施へと切り替える条件の設定			

- 本調査研究では、我が国の産学官連携を取り巻く状況について、産学官連携による共同研究等の性質、研究体制、権利発生の経緯等の種々の条件について勘案した上で、調査・分析を行った。
- これらの調査結果を基に、我が国において、産学官の効果的かつ有機的な連携により、共同研究成果から新産業を創出し国際産業競争力を高めるために、以下の3点を総論として提議する。

（1）イノベーション創出に向けた大学等の「知」の評価・活用

- 大学の研究者による「知」の貢献に対する対価として、共同出願の根拠として位置づけられる共同研究契約等において、「知的貢献費」を共同研究費の積算区分に加えている事例があり、企業からも比較的受け入れられやすいとの声も聞かれた。

（2）共同研究等成果の権利帰属の選択（共有/単独）

- 共同研究成果としての知財が適切に活用されて社会実装がなされ、両当事者が適切な対価を得られることが重要であり、そのためには、状況毎に、大学等と企業等間の特許権の共同保有、大学等又は企業等への単独帰属、又は第三者への単独帰属のうちいずれが最適かを考えた上で選択していく必要がある。

（3）共同研究等成果の実施条件の選択（独占/非独占）

- 大学においても特許法第73条の改正までを望む声は少数派であり、法を改正せずとも契約で対応することが可能である以上、独占又は非独占実施契約の選択や、非独占実施契約時の第三者実施許諾及びその際の同意要件に関する条項を適切に規定することが重要である。

禁無断転載

令和7年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究
産学官連携による共同研究等の成果としての
特許権の取扱について
(要約版)
令和8年2月

請負先
株式会社 NTTデータ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9
JA 共済ビル9階・10階